

## 南越前町教育委員会告示第3号

### 南越前町小中学校再編検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 南越前町(以下「町」という。)が設置する小中学校の今後における適正規模及び適正配置に係る再編整備を検討するため、南越前町小中学校再編検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 町の学校教育に関する課題に関すること。
- (2) 町内小中学校の規模、配置等の適正化に関すること。
- (3) その他町の教育のために必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学校関係の代表者
- (2) 保護者の代表
- (3) 教育委員
- (4) 地域住民代表
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

#### (委員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局に置き、委員会の庶務等を処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。